

福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任払制度について

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費は、「償還払制度」が原則となっています。新座市では「償還払制度」のほか「受領委任払制度」を導入しています。

「受領委任払制度」を利用するには、事業者が市へ登録を行った上で、利用者が受領委任払利用の申請をする必要があります。

1 事業者登録について

新規登録、登録内容の変更、廃止等の場合は、以下の書類を提出してください。

	提出書類
新規登録 	・「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録申請書」 ・「介護保険住宅改修費等受領委任払制度に係る取扱確約書」 * 登録された事業者へは「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録決定通知書」を送付します。通知書に記載された登録年月日以前の販売・施工については受領委任払いが認められませんのでご注意ください。
登録内容の変更	「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書」
受領委任払い事業の 廃止の場合	「介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・自体届出書」

2 被保険者が受領委任払による利用を希望する場合

被保険者が受領委任払による利用を希望する場合は、支給申請(住宅改修の場合は事前申請)と併せて「介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払に係る委任状」を提出する必要があります(署名押印必須)。

3 支払いについて

介護給付費(9割、8割又は7割分)の支払いが決定すると、提出された「介護保険住宅改修費・福祉用具購入費受領委任払に係る委任状」により被保険者から委任を受けた事業者へ保険給付分が支払われます。

支払いは支給申請日(住宅改修の場合は完了報告日)の概ね翌月末頃になります。

4 利用可能な支給限度額について

介護保険を利用する場合、利用可能な限度額は以下のとおりです。

福祉用具販売 10万円(同一年度内) / 住宅改修 20万円(期間なし)

限度額を超えた部分は利用者負担となります。過去の利用実績や残額については、被保険者本人かケアマネジャーから新座市介護保険課にお問い合わせください。

5 領収書の交付について

領収書は被保険者氏名で交付してください。

保険適用外の改修が伴う場合は、保険適用分と保険適用外分の金額が明確に分かるように記載をお願いします。

申請及び問合せ先

新座市 介護保険課 介護給付・事業者係

TEL 048-424-5361(直通)

